

公 告

次のとおり、契約の相手方を公募します。

令和 6 年 8 月 3 0 日

独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構
徳島支部契約担当役支部長

1 公募内容

(1) 事業名

令和 7 ～ 9 年度公用車用ガソリン等の購入（単価契約）

(2) 事業の趣旨

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構徳島支部及び徳島障害者職業センターにおける業務遂行のため、公用車用ガソリンの購入及び機械洗車（単価契約）の調達を実施すること。

(3) 事業の内容

公募説明書による。

2 公募の参加に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和 6 年 9 月 25 日（※公募内容等の条件を満たす旨の意思表示期限の日）現在において、厚生労働省より指名停止措置又は独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構より競争参加資格の停止措置を受けている者でないこと。
- (4) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が定める「反社会的勢力への対応に関する規程」第 2 条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他暴力、威力及び詐欺的手法を用いて経済的利益を得ようとする集団又は個人に該当する者でないこと。
- (5) 令和 6 年 9 月 25 日（※公募内容等の条件を満たす旨の意思表示期限の日）現在において、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）及び労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）その他の労働関係法令に違反したことにより監督官庁から過去 3 か月以内に処分を受けた者、同法令違反容疑で有罪判決を宣告され刑の執行中（執行猶予の場合は執行猶予期間中）の者、又は同法令違反容疑で逮捕勾留、書類送検若しくは起訴されている者でないこと。

(6) その他、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構徳島支部契約担当役支部長が次に定める資格要件を満たすことを証明した者であること。

- ① J I S規格（K 2 2 0 2 2号）を満たすガソリン（無鉛レギュラーガソリン）を単価契約にて提供することが可能であること。
- ② 当該 J I S規格に適合することを証明する書類（品質証明の写し等）を契約締結時に提出可能であること。
- ③ 機械による最も価格の低い内容の洗車業務を実施可能であること。
- ④ ガソリン給油及び機械洗車について、予めメンバーズカード等の発行が可能であり、給油及び洗車時に当該カード等による精算が可能であること。
- ⑤ 当支部等から半径 5 . 0 k m以内に自社の給油所があり、当該給油所において、原則として受託者の従業員による給油及び機械洗車が可能なこと。

※各所在地

徳島支部：徳島県徳島市昭和町 8 丁目 27-20

徳島障害者職業センター：徳島県徳島市出来島町 1 丁目 5 番地

3 公募説明書等の交付

公募説明書及び仕様書は、本公告の日から公募内容等の条件を満たす旨の意思表示提出期限の日までの間に、原則として次のとおり電子メールにより送付依頼のあった者に対し、交付する。

- (1) 宛先は tokushima-keiri@jeed.go.jp とすること。
- (2) 件名は『「令和 7 ～ 9 年度公用車用ガソリン等の購入（単価契約）」』 とすること。
- (3) 本文には、会社名、担当者名及び電話番号を記入すること。

4 公募内容等の条件を満たす旨の意思表示の提出期限

令和 6 年 9 月 2 5 日 1 6 時

5 その他

上記 4 の意思表示が複数ある等の場合は、後日、一般競争入札を行うものとする。